

舟橋村告示第3号

富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年2月19日

舟橋村長 渡辺 光

富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱

(令和8年2月19日告示第3号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山地方鉄道株式会社が運行する鉄道の全ての路線を維持し続けるために必要な経費のうち、物価高騰の影響を受ける費用の一部に対し、富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、舟橋村補助金等交付規則（平成15年舟橋村規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の対象となる事業者は、富山地方鉄道株式会社とする。

(補助対象路線)

第3条 この補助金の対象となる路線は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 富山地方鉄道本線
- (2) 富山地方鉄道不二越・上滝線
- (3) 富山地方鉄道立山線

(補助対象期間)

第4条 この補助金の対象となる期間は、令和7年3月1日から令和8年2月28日までとする。

(補助対象経費等)

第5条 この補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表によるものとする。

2 補助金額は、予算の範囲内において定めるものとする。

(交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により、当該申請者（以下「補助事業者」という。）にその旨を通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 村長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定による要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 村長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該補助事業者に対し、その返還を求めるものとする。

(帳簿の保存)

第11条 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
1 燃料費高騰分 補助対象期間に属する月ごとの(1)で得た額と(2)で得た額の差額に当該月の電力使用量を乗じて得た額とする(※1)。 (1) 当該月の燃料費等調整単価(※2)に当該月の電力量料金単価を加えた額 (2) 令和2年度の平均燃料費調整単価に令和2年度の当該月の電力量料金単価を加えた額	2分の1以内	補助対象期間に属する月ごとの補助対象経費に補助率及び路線ごとの車両走行キロによる按分率(※3)を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。

<p>2 資材費等高騰分</p> <p>路線の運行に必要となる次に掲げる資材・物品について、補助対象期間に属する月ごとの補助対象期間中の実購入単価と令和2年度以前の直近の実購入単価との差額を算出し、これに購入数を乗じた額とする（※1）。</p> <p>(1) カーボンブラシ  (2) 制輪子  (3) ベアリング  (4) ワイパーモーター  (5) 遮断桿  (6) 遮断機  (7) 警標  (8) 警報灯  (9) がいし  (10) 線条リレー  (11) レール  (12) 転てつ機用品  (13) A T S 部品  (14) パーツクリーナー  (15) バラスト  (16) 冷却ファン  (17) その他村長が必要と認める資材・部品</p>	2分 の1 以内	補助対象期間に属する月ごとの補助対象経費に補助率及び路線全体の車両走行キロによる按分率（※4）を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。
---	----------------	---

- ※1 他の国庫補助金、県費補助金等の対象となっていないものに限る。
- ※2 燃料費等調整単価は、平均燃料価格に基づいて契約先が算定する燃料費調整単価に市場調整単価を加えたものとする。
- ※3 第3条に規定する補助対象路線ごとに算出するものとし、当該補助対象路線の車両走行キロを100とした場合の舟橋村内区間での車両走行キロの割合とする。
- ※4 当該補助対象路線全体の車両走行キロを100とした場合の舟橋村内区間での車両走行キロの割合とする。

様式第1号(第6条関係)

富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書  
[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書兼額確定通知書  
[別紙参照]

年 月 日

舟橋村長

（申請者）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書

富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金の交付を受けたいので、富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

交付申請額 金 円

2 交付申請額の内訳

(1) 燃料費高騰分 金 円

(2) 資材費等高騰分 金 円

3 添付書類

交付申請額計算書（燃料費高騰分・資材費等高騰分）

交付申請額計算書（燃料費高騰分）

申請番号	運行路線名称	運行路線			補助対象月	実車 車両走行 キロ ①	電力使用量 ②	令和2年度 平均燃料費 調整単価 +令和2年 度各月の電 力量料金単 価 ③	補助対象月 の燃料費 等調整単価 +補助対象 月の電力量 料金単価 ④	差額 ⑤ (④- ③)	補助対象 経費 ⑥ (②×⑤)	車両走行キロ による按分率 (路線ごと) ⑦	交付申請額 ⑧ (⑥×⑦× 1/2) ※ 千円未満 切捨て
		起点	主 な 経由地	終点									
					(km)	(kwh)	(円)	(円)	(円)	(円)	(%)	(千円)	
合計													

【記載要領】

- (1) 各路線の「使用電力量」は、路線ごとの実車車両走行キロで按分し、算出すること。
- (2) 「令和2年度平均燃料費調整単価+令和2年度各月の電力量料金単価」及び「補助対象月の燃料費等調整単価+補助対象月の電力量料金単価」については、契約先の数値を使用すること。この場合において、燃料費等調整単価は、「燃料費調整単価+市場調整単価」で算出すること。
- (3) 交付申請額については、各路線の補助対象月ごとに千円未満の端数を切り捨てること。
- (4) 他の補助金の対象となっていない費用に限る。

【添付書類】

- (1) 補助対象路線の実車車両走行キロが確認できる書類
- (2) 補助対象期間内（令和7年3月～令和8年2月）の各月の電力使用量が確認できる書類
- (3) その他村長が必要と認める書類

交付申請額計算書（資材費等高騰分）

月分

申請 番号	品目 (規格)	用途 (簡潔に記載)	令和2年度以前		補助対象月		差額 ④ (②-①)	補助対象経費 ⑤ (③×④)	車両走行キ ロによる按 分率 ⑥	交付申請額 ⑦ (⑤×⑥× 1/2) ※ 千円未 満切捨て
			直近の購 入年月	直近の 実購入単価 ①	実購入単価 ②	購入数 ③				
				(円)	(円)		(円)	(円)	(%)	(千円)
月分 合計										

【記載要領】

- (1) 令和2年度以前に同一物品を複数回購入している場合は、直近の実購入単価を用いること。
- (2) 月ごとに1シートを作成すること。
- (3) 交付申請額については、各申請番号の合計額ごとに千円未満の端数を切り捨てること。
- (4) 他の補助金の対象となっていない費用に限る。

【添付書類】

- (1) 各品目の令和2年度以前の直近の実購入単価が確認できる書類（見積書、納品書、請求書等）
- (2) 補助対象月の購入単価及び購入数が確認できる書類
- (3) その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（商号又は名称）

（代表者の役職及び氏名） 様

舟橋村長

富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金

交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金については、下記のとおり交付の決定及び額の確定を行ったので、富山地方鉄道鉄道線物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

交付決定額及び確定額 金 円